



2026年2月13日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長CEO 廣田 康人
(コード番号: 7936 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員CAO 堀込 岳史
電話番号 (050) 1745-8509

譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ

当社及び当社子会社であるアシックスジャパン株式会社の従業員のうち一定の職位にある者（以下、「対象従業員」という。）を対象とした譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」という。）に基づき、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 55,413 株
(3) 処分価額	1株につき 4,052 円
(4) 処分総額	224,533,476 円
(5) 割当予定先	当社の従業員 76 名 40,226 株 当社子会社の従業員 31 名 15,187 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象従業員に対し、当社が処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入しております。

本日、当社取締役会において、譲渡制限付株式インセンティブとして、割当予定先である対象従業員（当社の従業員 76 名及び当社子会社の従業員 31 名の合計 107 名。以下、「割当対象者」という。）に支給される金銭債権合計 224,533,476 円を、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 55,413 株を割り当てる 것을決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭債権の額は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数 734,482,236 株に対し 0.008%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭債権は、各割当対象

者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年3月27日～2028年2月29日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該割当対象者が保有する本割当株式の全部について、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、

当社取締役会決議日の直前営業日（2026年2月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,052円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上